

2-エチル-5-メチルピラジンの食品添加物の指定に関する部会報告書(案)

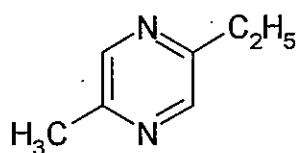
1. 品目名 : 2-エチル-5-メチルピラジン

2-Ethyl-5-methylpyrazine

[CAS 番号 : 13360-64-0]

2. 構造式、分子式及び分子量

構造式 :



分子式及び分子量 :

$C_7H_{10}N_2$ 122.17

3. 用途

香料

4. 概要及び諸外国での使用状況

2-エチル-5-メチルピラジンは、ローストナッツ様の加熱香氣を有し、緑茶、ポテトチップ等の食品中に存在するほか、豚肉等の加熱調理及びコーヒー、ピーナッツ、カカオ等の焙煎により生成する成分である。欧米では焼菓子、ソフト・キャンディー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、清涼飲料、肉製品など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。

5. 食品安全委員会における評議結果

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 21 年 3 月 12 日付け厚生労働省発食安第 0312001 号により食品安全委員会あて意見を求めた 2-エチル-5-メチルピラジンに係る食品健康影響評価については、平成 21 年 6 月 29 日及び 9 月 28 日に開催された添加物専門調査会の議論を踏まえ、以下の評価結果が平成 21 年 10 月 8 日付けで通知されている。

評価結果 : 2-エチル-5-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。

6. 摂取量の推計

上記の食品安全委員会の評価結果によると次のとおりである。

本物質の香料としての年間使用量の全量を人口の 10%が消費していると仮定する JECFA の PCTT (Per Capita intake Times Ten) 法による 1995 年の米国及び欧州における一人一日あたりの推定摂取量は、それぞれ 0.8 µg 及び 4.7 µg である。正確には、指定後の追跡調査による確認が必要と考えられるが、既に指定されている香料物質の我が国と欧米の推定摂取量が同程度との情報があることから、我が国の本物質の推定摂取量は、およそ 0.8 から 4.7 µg の範囲になると推定される。なお、米国では食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の約 800 倍であると報告されている。

7. 新規指定について

2-エチル-5-メチルピラジンを食品衛生法第 10 条の規定に基づく添加物として指定することは差し支えない。ただし、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用基準と成分規格を定めることが適当である。

(使用基準案)

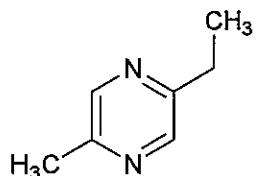
香料として使用される場合に限定して食品健康影響評価が行われたことから、使用基準は「着香の目的以外に使用してはならない。」とすることが適当である。

(成分規格案)

成分規格を別紙 1 のとおり設定することが適当である。(設定根拠は別紙 2、JECFA 規格等との対比表は別紙 3 のとおり。)

2-エチル-5-メチルピラジン(案)

2-Ethyl-5-methylpyrazine

 $\text{C}_7\text{H}_{10}\text{N}_2$

分子量 122.17

2-Ethyl-5-methylpyrazine [13360-64-0]

含 量 本品は、2-エチル-5-メチルピラジン($\text{C}_7\text{H}_{10}\text{N}_2$)95.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

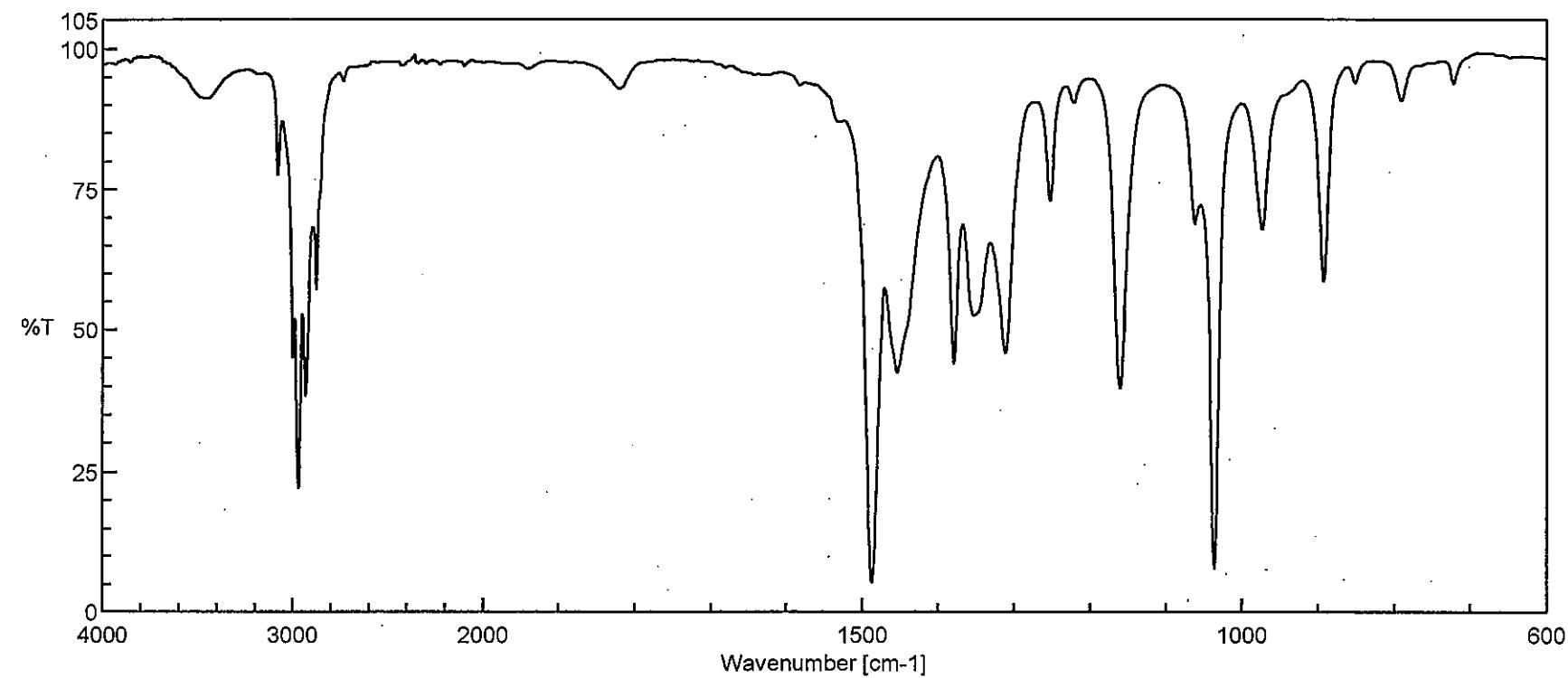
確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_{\text{D}}^{20} = 1.491 \sim 1.501$ (2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.960 \sim 0.970$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラムは、内径 0.25～0.53mm、長さ 30～60m のケイ酸ガラス製の細管にガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25～1 μm の厚さで被覆したものを使用する。

参照赤外吸収スペクトル

2-エチル-5-メチルピラジン



2-エチル-5-メチルピラジンに係る成分規格等の設定根拠

含量

JECFA は「95%以上」を規格値としている。本規格案では、国際整合性を考慮して JECFA 規格と同水準の規格値とするが、他の添加物の規格値との整合性を考慮して小数点下一桁までを有効数字とし「95.0%以上」とした。

性状

JECFA は「ナツツ、ロースト、草っぽい臭いの無～淡黄色の液体」を規格としている。

本品は特有の香気を持つが、香気は人により必ずしも同一に感ずるとは限らないことから、本規格案では「無～淡黄色の澄明な液体で、特有のにおいがある。」とした。

確認試験

JECFA は確認試験に赤外吸収スペクトル測定法を採用していることから本規格案でも赤外吸収スペクトル測定法を採用した。なお、JECFA 規格では、2-Ethyl-5-methylpyrazine と 2-Ethyl-6-methylpyrazine (注: JECFA では、2-エチル-5-メチルピラジン及び 2-エチル-6-メチルピラジンの混合物を「2-Ethyl-6-methylpyrazine」と称している) の参照スペクトルが同一のものとなっているが、今回実施した含量 97.8% の 2-エチル-5-メチルピラジンの測定結果を踏まえると、JECFA の 2-Ethyl-5-methylpyrazine の参照スペクトルは 2-エチル-5-メチルピラジン及び 2-エチル-6-メチルピラジンの混合物のものであると考えられた。

純度試験

- (1) 屈折率 JECFA は「1.491～1.501 (20°C)」を規格値としている。含量 96.7% 以上の製品を分析した結果、1.496 (20°C) であったことから、本規格案では国際整合性を考慮して JECFA が規格値としている「1.491～1.501 (20°C)」を採用した。
- (2) 比重 JECFA は「0.960～0.970 (25°C/25°C)」を規格値としている。含量 96.7% 以上の製品を分析した結果、0.965 (25°C) であったことから、本規格案では国際整合性を考慮して JECFA が規格値としている「0.960～0.970 (25°C/25°C)」を採用した。

定量法

JECFA は GC 法により含量測定を行っている。また、香料業界及び香料を利用する食品加工メーカーにおいても GC 装置が広く普及しており、測定機器を含めた測定環境に実務上問題は無いことから本規格案でも GC 法を採用することとした。

2-エチル-5-メチルピラジンは、79°C/66mmHg であることから、大気圧での沸点は 150°C 以上と予想されるので、香料試験法の 9. 香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。なお、無極性カラムでは、異性体の 2-エチル-6-メチルピラジンとの分離が困難なため、極性カラムを用いることとした。

JECFA 及び FCC では設定されているが、本規格では採用しなかった項目

溶解性

JECFA は、「溶解性：水、有機溶剤に溶ける」、「エタノールへの溶解性：室温で混ざる」としている。しかしながら、本規格案では IR による確認試験、純度試験として屈折率・比重、含量を規定しており、「溶解性」の必要性は低いため、採用しないこととした。

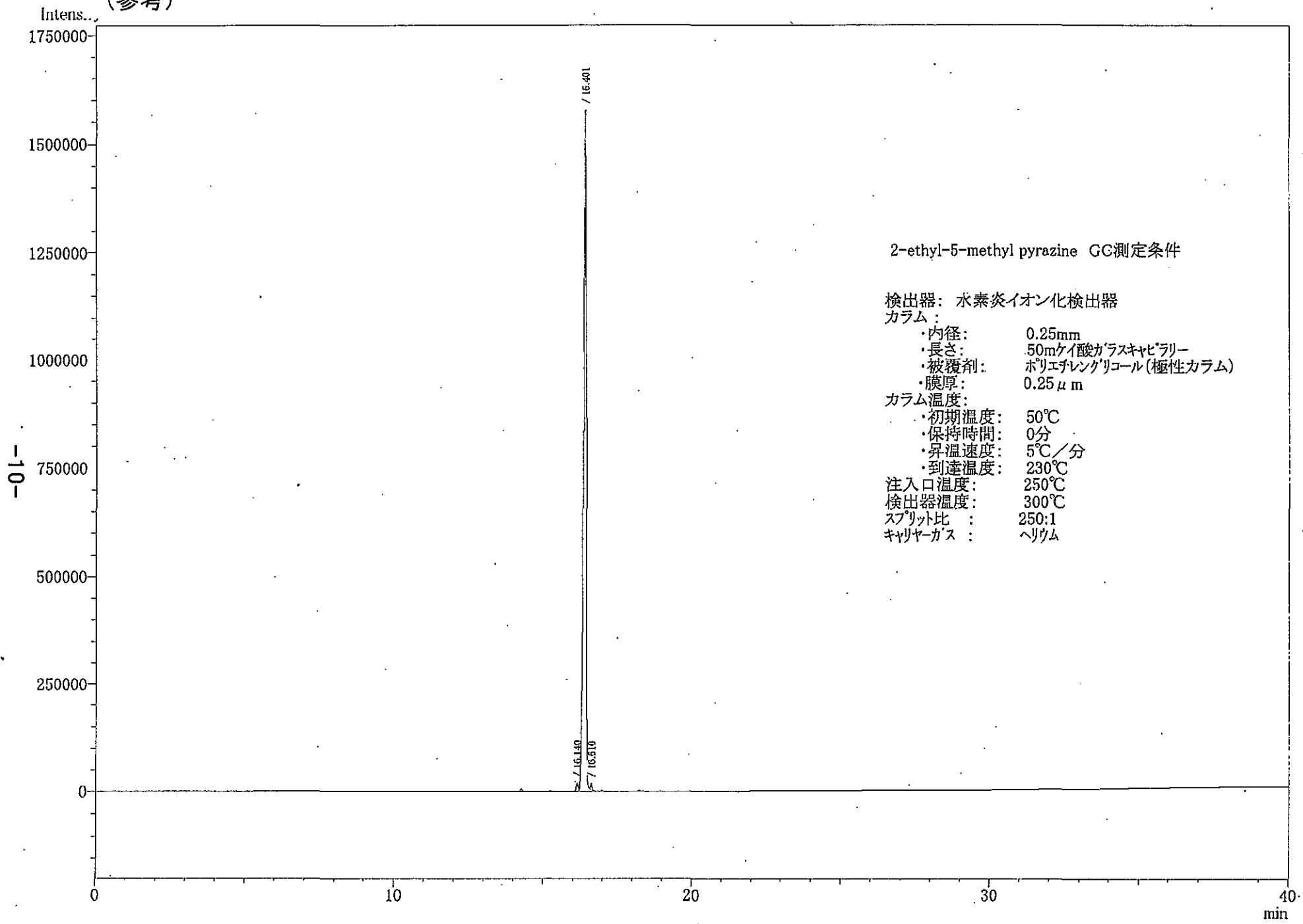
沸点

JECFA は沸点の規格を「79°C/66mmHg」としている。しかしながら、一般に香料化合物は、加熱分解臭をつけないように減圧精密蒸留による一定の範囲の留分を得たものであり、その品質管理は GC 法により実施されるため、沸点は必ずしも香料化合物の品質規格管理項目として重要ではないと考えられることから、本規格案では沸点に係る規格を採用しないこととした。

香料「2-エチル-5-メチルピラジン」の規格対比表

| | | 規格案 | JECFA |
|------------|-----|-----------------------------|--|
| 含量 | | 95.0%以上 | 95%以上 |
| 性状 | | 本品は、無～淡黄色の澄明な液体で、特有のにおいがある。 | colourless to slightly yellow liquid with a nutty, roasted, grassy odour |
| 確認試験 | | IR法(参照スペクトル法) | IR法(参照スペクトル法) |
| 純度試験 | 屈折率 | 1.491～1.501(20°C) | 1.491～1.501(20°C) |
| | 比重 | 0.960～0.970(25/25°C) | 0.960～0.970(25/25°C) |
| 沸点 | | (設定せず) | 79°C(66 mm Hg) |
| 溶解性 | | (設定せず) | soluble in water, organic solvents |
| アルコールへの溶解性 | | (設定せず) | miscible at room temperature |
| 定量法 | | GC法(1), 極性カラム | GC法 |

(参考)



(参考)

これまでの経緯

| | |
|---------------------------|--|
| 平成21年3月12日 | 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに添加物の指定に係る食品健康影響評価について依頼 |
| 平成21年3月19日 | 第278回食品安全委員会（依頼事項説明） |
| 平成21年6月29日 | 第73回食品安全委員会添加物専門調査会 |
| 平成21年7月16日 ～平成21年8月14日 | 第294回食品安全委員会（報告） 食品安全委員会における国民からの意見聴取 |
| 平成21年8月20日 | 薬事・食品衛生審議会へ諮問 |
| 平成21年9月28日 | 第78回食品安全委員会添加物専門調査会 |
| 平成21年10月8日 | 第304回食品安全委員会（報告） 食品安全委員会より食品健康影響評価が通知 |
| 平成21年12月25日 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会 |

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

[委員]

| 氏名 | 所属 |
|--------|---|
| 井手 速雄 | 東邦大学薬学部教授 |
| 井部 明広 | 東京都健康安全研究センター |
| 鎌田 洋一 | 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第四室長 |
| 北田 善三 | 畿央大学健康科学部教授 |
| 佐藤 恒子 | 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長 |
| 河村 葉子 | 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長 |
| 西川 秋佳 | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長 |
| 堀江 正一 | 大妻女子大学家政学部教授 |
| 山内 明子 | 日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長 |
| 山川 隆 | 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 |
| 山崎 壮 | 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長 |
| 山添 康 | 東北大学大学院薬学研究科教授 |
| 由田 克士 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー |
| 若林 敬二※ | 国立がんセンター研究所 所長 |

※部会長

